

発熱等診療医療機関について

1 概要

発熱等診療医療機関（※）とは、**発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関**のことで、インフルエンザ流行期に備え、静岡県が指定します。

※静岡県が定めた名称で、国の通知上は「診療・検査医療機関（仮称）」です。

○ 発熱等診療医療機関として想定される医療機関

| | かかりつけ患者のみ実施 | かかりつけ患者以外（相談センター紹介患者等）も実施 |
|------------------------------|--------------|---------------------------|
| 診療のみ実施 （コロナ感染疑いは地域外来等に紹介） | 地域の診療所 | 地域の診療所 |
| 診療・検査とも実施 | 行政検査委託契約医療機関 | 帰国者・接触者外来等 （地域ごとに整備） |

2 指定要件

| | | |
|-----------------|--|---|
| 動線の確保 | 発熱患者等とその他の患者の動線を可能な限り分けていること ※駐車場における患者の自家用車内での診療・検査や時間分離でも可 | |
| 新型コロナに係る検査体制の確保 | 検査実施せず | 地域外来・検査センター等と連携がとれていること |
| | 検査実施 | 県（政令市）と行政検査の委託契約を締結していること |
| 適切な感染対策 | <ul style="list-style-type: none"> 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施 検体を採取する場合は、当該検体に応じた个人防护具の着用 | |
| | 唾液、鼻かみ液 鼻腔拭い液（患者採取） | サージカルマスク及び手袋 |
| | 鼻腔拭い液（医師等採取） 鼻咽頭拭い液 | サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋 |
| その他 | 自院のかかりつけ患者のみを診療・検査する場合は、院内に掲示するなどして周知 | |

3 受診者数や新型コロナウイルス感染症の検査数等の報告について

(1) 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）

- 発熱等診療医療機関として指定された場合は、日々の受診者数や検査数等を G-MIS に入力してください。
- G-MIS の ID、パスワード、入力方法等は国から通知されます。
- 従来、新型コロナウイルス感染症の検査を実施した場合、患者ごとに住所、性別、検査の目的・内容・結果等を保健所に報告いただいておりますが、11 月以降は G-MIS での報告のみとします。（G-MIS の ID 等が付与されていない間は、従来どおり保健所に報告をお願いします。）

(2) 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）

現在、静岡県では、HER-SYS への入力各保健所が行っております。

発熱等診療医療機関の指定後の取扱いについては、指定通知時にお知らせします。

4 インフルエンザ流行期に想定される診療・検査（検体）の主な組み合わせ

| インフル 新型コロナ | 診療のみ | 鼻かみ液又は 鼻腔拭い液（患者採取） | 鼻咽頭拭い液又は 鼻腔拭い液(医師等採取) |
|--------------------------|----------|-----------------------|--------------------------|
| 診療のみ | A | B | C |
| 唾液又は 鼻腔拭い液（患者採取） | D | E | F |
| 鼻咽頭拭い液又は 鼻腔拭い液(医師等採取) | G | H | I |

【対応例】

| | |
|----------|---|
| A | 診療のみ実施し、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、検査が可能な他の医療機関（地域外来・検査センター等）に紹介 |
| B | インフルエンザは、鼻かみ液等を患者に採取してもらい迅速診断キットで検査 新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、検査が可能な他の医療機関へ紹介 |
| E | ①インフルエンザ、新型コロナウイルスとも、鼻腔拭い液を患者に採取してもらい迅速診断キットで検査 |
| | ②インフルエンザは、鼻かみ液等を患者に採取してもらい迅速診断キットで検査 新型コロナウイルスは、唾液を採取し、PCR検査（抗原定量検査） |
| I | ①インフルエンザ、新型コロナウイルスとも、鼻咽頭拭い液を採取し迅速診断キットで検査 |
| | ②インフルエンザは、鼻咽頭拭い液を採取し迅速診断キットで検査 新型コロナウイルスは、鼻咽頭拭い液を採取し、PCR検査（抗原定量検査） |

※C、D、F、G、Hは省略

5 関係者間の情報共有等

(1) 情報共有

発熱等診療医療機関の情報（医療機関名、連絡先、紹介の可否、実施内容、対応可能時間等）は、保健所及び静岡県又は政令市が設置する発熱等受診相談センターや地域の医療機関等の中で共有されます。

なお、静岡県としては、発熱等診療医療機関の情報をホームページに掲載するなど、一律の公表は行わない予定です。

(2) 発熱等受診相談センターからの紹介

申請書の「2対象者」欄において、「発熱等受診相談センターからの紹介があった患者」に○を付けた医療機関については、かかりつけ医がいない人など発熱等受診・相談センターに問合せがあった人に対して、対応可能な医療機関として紹介する場合があります。

また、令和2年11月16日以降（予定）は、発熱等受診相談センターでは、新型コロナウイルスの感染リスクのトリアージは、原則行いません。

6 支援策

(1) 個人防護具の配布

- ・診療や検査に必要な個人防護具（サージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋）は無償で配布します。
- ・インフルエンザ流行期に必要な1か月分の個人防護具の見込数を、指定申請時に報告してください。（時期等を踏まえ、数量を調整させていただく場合があります。）
- ・配布する物資は、それぞれ100枚単位になります。
- ・第1回は、11月12月分として、各医療機関の見込み数に関わらず、各200セット（手袋は600枚）を配布します。1月以降分は、おって、各医療機関の見込数に基づき、配布します。
- ・配布された個人防護具の枯渇等の緊急時には、G-MISにより、個人防護具の緊急配布の要請が可能です。

(2) インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金

診療・検査体制確保に要する費用として、国から補助金を受けることができます。

| | |
|-------|---|
| 補助基準額 | (基準患者数(※) - 実際の受診患者数) × 13,447円 ※かかりつけ患者のみ診療の場合は最大5人/日、それ以外の場合は最大20人/日 |
| 対象期間 | 県が指定した日（初回指定は11月2日を予定）から令和3年3月31日 |
| 交付申請先 | 〒100-8779 銀座郵便局留 100-8916 厚生労働省発熱外来診療体制確保支援事業担当 宛 |
| 申請書類 | 以下の厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。 また、申請書には県の指定通知書の写しの添付が必要です。 https://www.mhlw.go.jp/content/000681322.xlsx |
| 詳細 | 「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業のご案内」（参考資料4）を参照してください。 |
| 問合せ先 | 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター 電話番号：0120-336-933 |
| その他 | 11月以降も随時申請を受付けています。 |

(3) 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金

勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、補助金を受けることができます。

| | |
|-------|--|
| 補助基準額 | 年間保険料の一部（1/2） 1,000円/人を上限 |
| 交付申請先 | 〒100-8779 銀座郵便局留 100-8916 厚生労働省労災給付上乗せ補償保険加入支援事業担当 宛 |
| 申請書類 | 以下の厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。 また、申請書には県の指定通知書の写し等の添付が必要です。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00003.html |